

養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会の開催について

〔 令和 6 年 1 1 月 2 2 日 〕
法務省民事局

1 「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 3 3 号）において、養育費請求権に先取特権が付与される額及び法定養育費の額等については法務省令で定めるところにより算定することとされた（上記改正法による改正後の民法第 3 0 8 条の 2、第 7 6 6 条の 3 第 1 項及び第 2 項）ことを踏まえ、上記法務省令の制定に向けた専門的な検討を行うため、養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座 長	東京大学大学院法学政治学研究科教授	沖 野 眞 巳
委 員	一橋大学法学研究科准教授	石 綿 はる美
	東北大学大学院法学研究科准教授	今 津 綾 子
	弁護士（東京弁護士会所属）	佐 野 みゆき
	神戸大学大学院法学研究科准教授	瀬戸口 祐 基
事務局	法務省民事局	

3 検討会の庶務は、法務省民事局において処理する。

4 前 3 項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会が定める。